

意見書案第6号

平成26年6月18日提出

提出者 松山市議会議員 梶原時義
杉村千栄
小崎愛子
武井多佳子

平成26年6月19日 否決

集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更に反対する意見書について
集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更に反対する意見書を次のとおり提出する。

記

集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更に反対する意見書

5月15日、安倍首相は、私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」に報告書を発表させ、「集団的自衛権の行使を認める」という憲法の解釈変更を表明し、政府・与党に検討を指示した。

集団的自衛権の行使は、日本に対する武力攻撃が無くても、他国や同盟国のために、武力を行使することであり、戦争行為に他ならない。

安倍首相は「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性がある時、限定的な行使は許される」と自衛権を拡大解釈しているが、「安全に重大な影響を及ぼす」かどうかは政府が判断するため、その範囲が無限大に拡大していくことは、歴史的にも明らかである。「戦争の放棄」を掲げた日本国憲法第9条の解釈を変更し、「集団的自衛権」という名のもとに「日米軍事同盟」を構築させようとしていることは明らかであり、世界中で戦争ができる国になる重大な転換点にある。

憲法は国の最高法規であり、権力の暴走を縛るために存在する。安倍政権が解釈改憲を閣議決定することは、「立憲主義」を否定するものに他ならず、民主主義の基本である国民主権に反し、絶対に許されない。

私達は、憲法前文にある「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意した」平和憲法の理念を堅持する立場から、「集団的自衛権の行使」に強く反対するものである。

国民の多数が「集団的自衛権の行使」に反対する理由も、69年前の第二次世界大戦による惨禍を、二度とくりかえしてはならないという思いからである。

よって、国会及び政府においては、「集団的自衛権行使」を容認する憲法解釈の変更を行わないよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
防衛大臣